

納付金算定のイメージ

- 宮城県が、県内の保険料収納必要額(医療給付費－公費等による収入額)を市町村ごとの被保険者数と所得水準で按分し、それぞれに医療費水準を反映することにより、市町村ごとの国保事業費納付金の額を決定する。

〈宮城県納付金総額〉

応益: 応能 = 1 : β (国指定値 0.925)

応益分宮城県総額

応能分宮城県総額

所得水準をどの程度反映するかは β により調整
※全国平均を1とした場合の宮城県の医療分 β 値は0.925

被保険者数等に応じた按分

所得水準に応じた按分

× 仙台市の被保険者数等シェア
約43%

× 仙台市の所得シェア
約43%

仙台市応益分

仙台市応能分

仙台市の医療分納付金額

医療費水準反映分(仙台市の医療費指数1.015－1) × α (0.5)

各市町村の医療費水準の違い(高低)をどの程度反映するかは α により調整
※全国平均と比較した仙台市の医療費水準は+約1.5%。

$\alpha = 0.5$ の場合、仙台市応益分と仙台市応能分の合計額の約0.75%が納付金に反映される。

$\alpha = 0.5$ とする考え方
将来の保険料水準統一を視野に入れる場合、 $\alpha = 0$ に近づける必要がある一方、医療費適正化のインセンティブも確保する観点から、 $\alpha = 0.5$ とする。